

§ 3 組合員

組合員の範囲（法第2条、第3条、第39条、第74条、第140条、第141条、第141条の2、第141条の4、第144条の2、法附則第31条、施行令第2条、第24条の2、運用方針第2条関係、定款第21条、第22条、定款附則第6条）

《共済組合》

「1 組合員の範囲」に該当する人は、公立学校共済組合の組合員になり（強制加入）、公立学校共済組合広島支部（以下「広島支部」という。）に所属することになります。

また、職員を退職後、一定の要件を満たしている人は、短期給付（医療）及び福祉事業の一部の適用が受けられる任意継続組合員に加入（任意加入）することができます。

1 組合員の範囲

（1） 公立学校（幼稚園、新幼保連携型認定こども園を含む。）の職員（共同調理場に勤務する県費負担の学校栄養職員を含む。）、県教育委員会・その所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員のうち、次の人

ア 常勤の職員（正規職員（任期の定めのない常勤職員をいう。）、任期付職員（フルタイム）、再任用職員（フルタイム）、臨時的任用職員、特別職常勤職員）

イ 非常勤の職員（会計年度任用職員、任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、特別職非常勤職員）のうち、次の人（厚生年金保険の同一適用事業所単位で判断すること。2月以内の期間を定めて使用される人であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれない人を除く。）

（ア） 常勤の職員について定められている勤務時間により勤務することとされている人

常勤の職員について定められている勤務時間により勤務した日が1月間につき18日（1月間の日数（日曜日及び土曜日を除く。）が20日に満たない日数の場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上である人をいう。

（イ） （ア）以外の人で、1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が、常勤の職員について定められているものの4分の3以上である人

（ウ） （ア）、（イ）以外の人で、次のいずれにも該当する人

- a 1週間の所定勤務時間数が20時間以上であること。
- b 報酬月額が8万8千円以上であること。
- c 学生でないこと。

（2） 地方独立行政法人の教育機関（公立大学法人等）の職員のうち、（1）に準ずる人

（3） 公立学校共済組合広島支部及び中国中央病院に勤務する職員のうち、（1）に準ずる人

2 組合員の種別

(1) 組合員

ア 一般組合員

(ア) 1の(1)のアの常勤の職員（臨時的任用職員を除く。）

(イ) 1の(1)のイの(ア)の人（会計年度任用職員で、常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した日（※）が引き続いて12月を超えるに至った人で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている人に限る。）

(ウ) 1の(2)、同(3)の人のうち、(ア)、(イ)に準ずる人

イ 短期組合員（長期給付が適用されない組合員）

(ア) 1の(1)のアの常勤の職員（臨時的任用職員に限る。）

(イ) 1の(1)のイの(ア)の人（会計年度任用職員で、常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した日（※）が引き続いて12月を超えるに至った人で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている人を除く。）

(ウ) 1の(1)のイの(イ)、同(ウ)の人

(エ) 1の(2)、同(3)の人のうち、(ア)、(イ)、(ウ)に準ずる人

※ 勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。

(2) 任意継続組合員（みなし組合員）

退職の日の前日まで、引き続き1年以上組合員であった人（後期高齢者医療の被保険者等でない人に限る。）のうち、その退職の日から起算して20日を経過する日までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を申し出た人

《県互助組合》

県互助組合は、次の組合員の資格要件を満たしている人が加入できます。

組合員の資格（互運営規則第2条）

(1) 公立学校共済組合広島支部（以下「広島支部」という。）に所属する共済組合員で給与の支給が県費負担の人

(2) 広島支部に所属する組合員のうち、給与が県費負担でない人で、その人の属する地方公共団体等が県互助組合への加入を認めている場合